（削る）

（削る）
（削る）
（削る）
（削る）
（削る）

（削る）

5　指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第２項又は指定障害者支援施設基準第48条第２項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

6　（略）

2　（略）

3　就労移行支援体制加算

イ　就労移行支援体制加算(I)

(1)	利用定員が20人以下	42単位
(2)	利用定員が21人以上40人以下	18単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	10単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	７単位
(5)	利用定員が81人以上	６単位

ロ　就労移行支援体制加算(II)

(1)	利用定員が20人以下	39単位
(2)	利用定員が21人以上40人以下	17単位
(3)	利用定員が41人以上60人以下	９単位
(4)	利用定員が61人以上80人以下	７単位
(5)	利用定員が81人以上	５単位

注１　イについては、１のイの就労継続支援Ａ型サービス費(I)が算定されている指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。注２において同じ。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下この３において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ａ型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

２　ロについては、１のロの就労継続支援Ａ型サービス費(II)を算定している指定就労継続支援Ａ型事業所等において、就労定着者が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき当該指定就労継続支援Ａ型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4～6　（略）

(3)　平均利用時間（過去３月における利用者のうち、雇用契約締結利用者の延べ利用時間を当該利用者の延べ人数で除したものをいう。以下同じ。）が１時間未満の場合　100分の30
(4)　平均利用時間が１時間以上２時間未満の場合　100分の40
(5)　平均利用時間が２時間以上３時間未満の場合　100分の50
(6)　平均利用時間が３時間以上４時間未満の場合　100分の75
(7)　平均利用時間が４時間以上５時間未満の場合　100分の90
(8)　週20時間未満の利用者（(9)において「短時間利用者」という。）が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合　100分の90
(9)　短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合　100分の75

（新設）

5　（略）

2　（略）

3　就労移行支援体制加算　26単位

（新設）

（新設）

注　指定就労継続支援Ａ型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援Ａ型事業所等における指定就労継続支援Ａ型等を受けた後就労し、６月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援Ａ型事業所等の指定就労継続支援Ａ型等に係る利用定員の100分の５を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等において、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

（新設）

4～6　（略）